

社会保障審議会 介護保険部会（第130回）	資料 2
令和 7 年12月 1 日	

論点ごとの議論の状況

※昨年12月以降の介護保険部会の議論の状況について、論点ごとに委員の御意見も踏まえて事務局で整理したもの。

厚生労働省 老健局

◎ 総論	2
1. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築	
（1）地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制	6
（2）中山間・人口減少地域における柔軟な対応等	9
（3）大都市部・一般市等における対応	18
2. 地域包括ケアシステムの深化	
（1）地域包括ケアシステムの深化に向けて	20
（2）医療・介護連携の推進	22
（3）高齢者への住まい支援	25
（4）介護予防の推進、総合事業の在り方	27
（5）相談支援等の在り方	30
（6）認知症施策の推進等	36
3. 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援	
（1）総合的な介護人材確保対策	39
（2）介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進	41
4. 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保	
（1）2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方	45
（2）有料老人ホームの事業運営の透明性確保	47
（3）その他の課題	50
◎ 2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化について	53

これまでの検討

- 次期介護保険制度改正に向けては、社会保障審議会介護保険部会において、昨年12月23日から議論を開始。以降、これまでに、各検討テーマについて幅広く議論を進めてきたところ。
 - ・ 第116回（12月23日） 今後のスケジュール、主な検討事項、介護保険制度をめぐる状況 等
 - ・ 第117回（2月20日） 地域包括ケアシステムの推進、相談支援、認知症施策の推進 等
 - ・ 第118回（3月17日） 地域包括ケアシステムにおける高齢者向け住まい 等
 - ・ 第119回（4月21日） 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会中間とりまとめ 等
 - ・ 第120回（5月19日） 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や支援体制、介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援 等
 - ・ 第121回（6月2日） 地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携、介護予防・健康づくり、認知症ケア 等
 - ・ 第122回（6月30日） 介護保険制度に関するその他の課題 等
 - ・ 第123回（7月28日） 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会とりまとめ、関係者ヒアリング 等
 - ・ 第124回（9月8日） 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築、介護情報基盤 等
 - ・ 第125回（9月29日） 地域包括ケアシステムの深化、持続可能性の確保 等
 - ・ 第126回（10月9日） 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築等、地域包括ケアシステムの深化（相談支援の在り方） 等
 - ・ 第127回（10月27日） 介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営改善支援等、地域包括ケアシステムの深化（相談支援の在り方）、持続可能性の確保 等
 - ・ 第128回（11月10日） 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築等、地域包括ケアシステムの深化（介護予防・日常生活支援総合事業等、高齢者向け住まい） 等
 - ・ 第129回（11月20日） 介護保険制度に関するその他の課題、持続可能性の確保 等
- 論点ごとの議論の状況について、現時点での整理を行い、年末のとりまとめに向けて更に検討を深める。

現状・基本的な視点①

- 介護保険制度は、その創設から25年が経過し、高齢化の進行とともに65歳以上の第1号被保険者は約1.7倍に増加する中で、サービス利用者数は約3.5倍に増加するなど、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして定着し、発展してきた。
- 介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途として、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、各地域の状況に応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築やその推進が図られてきた。
- また、介護人材確保に向けては、介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着支援・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備に取り組んできた。
- 2025年を迎えた今、2040年を見据える必要がある。人口減少は全国的に進み、生産年齢人口が減少する。高齢者人口は当面増加し、2043年には3,953万人とピークを迎え、その後減少局面に入る。85歳以上人口は2035年頃まで一貫して上昇する。また、2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加するとともに、認知症高齢者や独居の高齢者等の増加も見込まれる。このような中で、どのように高齢者を支えていくかが大きな課題であり、早急な対応が求められる。
- また、第9期介護保険事業計画に基づき介護職員の必要数を集計すると、2022年度の215万人と比較して2040年度までに約57万人の新たな介護職員の確保が必要であると推計されている一方で、直近の介護職員数は初めて減少に転じた。介護関係職種の有効求人倍率は、令和7年9月時点で4.02倍と全職業の有効求人倍率と比較しても高い水準にあり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が課題となる。
- 介護保険制度は、加齢により生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった方が尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う制度である。こうした制度趣旨に則り、更なる高齢化や生産年齢人口の減少など様々な社会環境の変化の中にあっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する所で安心して生活できる社会を実現しなくてはならない。
- また、地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や指定権者である都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが引き続き必要である。

現状・基本的な視点②

- こうした共通理解の下、本部会では、昨年12月以降審議を重ねてきた。また、審議の過程では、現場の具体的な取組についてヒアリングを実施した。以下の4つのテーマはいずれも、介護保険制度を2040年に向けた社会情勢の変化に対応し、地域の実情に応じた仕組みとして、あらゆる地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える基盤とする重要な方策であり、こうした議論は社会保障審議会福祉部会（以下「福祉部会」という。）で議論されている包括的な支援体制の整備の推進につながり、地域共生社会の実現に資するものである。このため、本部会と福祉部会の双方に関係するテーマについては、各部会における議論を相互に報告・連携しながら審議を進めた。

（人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築）

- 2040年に向けては、自治体・地域の規模によって、高齢化や人口減少のスピードには地域によって大きな差が生じることが見込まれ、地域によってサービス需要の変化が様々となる。このような中において、「時間軸」・「地域軸」の両視点から、その地域の状況に応じたサービス提供体制を構築していくことが重要である。
- 本部会においては、地域の類型を踏まえたサービス提供体制やその支援体制の構築、とりわけ、中山間・人口減少地域における柔軟な対応等について議論を行った。

（地域包括ケアシステムの深化）

- 2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加するとともに、認知症高齢者の増加や独居の高齢者等の増加も見込まれる。一方で、現役世代の生産年齢人口の減少も見込まれる中で、2040年に向けて、地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護の一層の連携を図り、医療・介護・予防・住まい・生活支援等の包括的な確保を図っていく必要がある。
- 本部会においては、医療・介護連携の推進、高齢者への住まい支援、介護予防の推進、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の在り方、相談支援等の在り方、認知症施策の推進について議論を行った。
- また、相談支援の在り方に関する議論については、福祉部会における過疎地域等における包括的な支援体制整備や身寄りのない高齢者等への対応（※）に関する議論と相互に報告・連携しながら審議を進めた。

（※）「身寄り」とは「身を寄せるところ」を意味し、家族・親族だけでなく、ご近所、同級生、同僚、同郷など、さまざまなものが含まれる概念と考えられる。なお、身寄りがあっても家族・親族等との関係は様々であり、一律に身寄りがある者を対象外とすることは適当ではないと考えられる。

現状・基本的な視点③

（介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援）

- 介護人材確保は重要な課題であり、高齢化・人口減少のスピードが地域によって異なる中、都道府県や市町村、地域の関係者が、地域の実情も踏まえて、人材確保、生産性向上による職場環境改善、経営改善に向けた支援に係る対策を議論し、これらの対策を講じていく必要がある。
- 本部会においては、総合的な介護人材確保対策、介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進について議論を行った。
- また、人材確保のためのプラットフォームに関する議論については、福祉部会等における議論と相互に報告・連携しながら審議を進めた。

（多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保）

- 2040年に向けては、都道府県・市町村及び関係者間で共通の課題認識を持った上で、地域課題への対応を介護保険事業（支援）計画の策定過程等で議論することが必要である。多様な介護ニーズの受け皿として、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）等の高齢者住まいの役割は重要であり、有料老人ホームの事業運営の透明性の確保に向けた課題が指摘されている。また、介護保険制度の持続可能性を確保するため、負担能力に応じた負担、公平性等を踏まえた給付内容の適正化等の視点に立ち、必要な見直しをこれまでも検討してきた。
- 本部会においては、2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方、有料老人ホームの事業運営の透明性の確保を始めとする高齢者住まい、給付と負担等について議論を行った。

1. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

(1) 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制

現状・基本的な視点

- 2040年には、65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加する。一方で、現役世代の生産年齢人口の減少も見込まれ、どのように高齢者を支えていくかが課題である。
- これに加えて、2040年に向けては、自治体・地域の規模によって、高齢化や人口減少のスピードには大きな差が生じることが見込まれ、地域によってサービス需要の変化は様々となる。
- このような中において、地域におけるサービス供給の状況を踏まえつつ、2040年に向けて、「時間軸」・「地域軸」の両視点から、地域における人口減少・サービス需要の変化に応じ、全国を「中山間・人口減少地域」、「大都市部」、「一般市等」と主に3つの地域に分類して、テクノロジー等も活用し、その地域の状況に応じたサービス提供体制や支援体制を構築していくことが重要である。また、人口構造の変化に応じて、各地域が3つの地域の類型を行き来する可能性もある。

中山間・人口減少地域	高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する地域
大都市部	高齢者人口が2040年にかけて増加し続け、サービス需要が急増する地域
一般市等	高齢者人口が増減し、サービス需要の状況が2040年までの間に増加から減少へ転じる地域

- 人口構造の変化に対して、サービスを過不足なく提供、維持するためには、どの地域においても都道府県や市町村の役割は重要である。地域のサービス需要の変化に応じ、介護保険事業計画等の在り方や広域化等の取組の中で、それぞれの地域の類型に応じた対応策をどのように検討していくか、どのようにサービス提供体制を確保するための支援体制を構築していくか検討することが必要である。

1. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

(1) 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制

検討の方向性①

(地域の類型の考え方)

- 「中山間・人口減少地域」「大都市部」「一般市等」における対応は、当該地域の需給状況や個々のニーズ等とあわせ、今後の2040年を見据えた対応も踏まえつつ、介護保険事業（支援）計画の策定プロセスに着目して、それぞれの地域類型を意識しながら、都道府県・市町村など関係者間でサービス基盤の維持・確保に向けた議論を行うことが必要ではないか。また、地域の類型の区分の考え方については、第10期介護保険事業計画期間に向けた「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）において示すことが必要ではないか。

(中山間・人口減少地域)

- 「中山間・人口減少地域」については、住民の理解のもと、サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、新たな柔軟化のための枠組みを設ける必要がある。その際、当該枠組みが必要である地域に限定した対応とするため、対象となる地域を特定することとしてはどうか。
- 対象地域の範囲は、特別地域加算の対象地域を基本としつつ、さらに、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、高齢者人口の減少に着目して範囲を拡大することなど、今後、都道府県・市町村における検討の支援のため、介護給付費分科会等で議論を行い、国において一定の基準を示すことが必要ではないか。また、同一市町村内でもエリアにより高齢者人口の減少の進展は異なるため、市町村内の一部エリアを特定することも可能とすることとしてはどうか。
- 対象地域の特定については、新たな柔軟化のための枠組みの導入の検討に応じて、介護保険事業（支援）計画の策定プロセスにおいて、市町村の意向を確認し、都道府県が決定することとしてはどうか。

1. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

(1) 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制

検討の方向性②

(大都市部、一般市等)

- 「大都市部」「一般市等」のいずれも、高齢者人口の増減・サービス需要の変化の見通しに基づき、現行制度の枠組みを活用したサービス基盤の維持・確保が求められるものであり、「中山間・人口減少地域」のように新たな柔軟化のための枠組みが必要となるものではないため、一定の基準を設けて該当地域を特定することは不要と考えられるが、いずれの地域類型に該当するかを念頭に置きながら、介護保険事業（支援）計画の策定プロセスにおいて関係者間で対応を議論することが必要ではないか。
- 「大都市部」や「一般市等」においても、既に、中山間地域や人口減少エリアを抱えている地域もあると考えられる。近い将来に「中山間・人口減少地域」になることを見越して、早い段階から準備を進め、必要に応じた柔軟な対応を図っていくことが必要ではないか。
- 高齢者人口が2040年にかけて増加し続け、サービス需要が急増する「大都市部」においては、増加する介護ニーズに応える仕組みを検討することが必要ではないか。多様なニーズに対応した多様なサービスを提供するとともに、ICTやAI技術など民間活力も活用したサービス基盤を整備することが重要ではないか。
- 高齢者人口が増減し、サービス需要の状況が2040年までの間に増加から減少へ転じる「一般市等」においては、既存の介護資源等を有効活用しながら、需給の変化に応じて、サービスを過不足なく確保することが必要ではないか。

1. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

(2) 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

現状・基本的な視点

- 2040年には、ほぼ全ての地域で生産年齢人口は減少し、大都市部では高齢人口が増加、過疎地域等では高齢人口は減少する。65歳以上人口は65%（1,064市町村）で2025年までにピークを迎えると見込まれている。これに伴う介護サービス需要の変化についても、町村や広域連合の地域においては既に利用者数、すなわち介護需要のピークを迎えている自治体が3割～4割となっている。
- 中山間・人口減少地域においては、高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する中、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、その需要に応じて計画的にサービス基盤の維持・確保を図っていく必要がある。また、担い手の不足が他の地域と比較しても更に深刻な状況にあり、訪問系サービスにおける移動に係る負担や季節による繁閑など、経営課題も顕在化してきており、サービスの質の確保や、職員の負担等にも配慮しつつ、人員配置基準の柔軟化や介護事業者の連携強化を推進するための仕組みの構築が必要である。
- また、中山間・人口減少地域において不可欠なサービスを維持するために、既存の施設等も有効活用する観点から、施設等の整備について今後その機能を柔軟に変更していく必要がある。

1. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

(2) 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

検討の方向性①

(特例介護サービスの枠組みの拡張)

- 現行制度では、居宅サービス等について、厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていない場合であっても、都道府県等が条例で定める基準を満たすもののうち、市町村等が必要と認める場合には基準該当サービスとしてのサービス提供を可能とするほか、離島や中山間等の地域において市町村等が必要と認める場合、離島等相当サービスとして柔軟なサービスの提供を可能としている。
- これに加えて、地域の実情に応じてサービス提供体制を維持・確保するため、人材確保、ICT機器の活用等の生産性向上の方策など、他の必要な施策を講じた上で、それでもなおやむを得ない場合、中山間・人口減少地域に限定した特例的なサービス提供を行う枠組みとして、特例介護サービスに新たな類型を設けることとしてはどうか。
- この新たな類型においては、
 - ・ 職員の負担にも配慮しつつ、ICT機器の活用や、サービス・事業所間での連携等を前提に、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行うこと
 - ・ サービスの質の確保の観点から、市町村の適切な関与・確認や、配置職員の専門性への配慮を行うことを前提とすることが考えられ、今後、詳細な要件について、介護給付費分科会等で議論することとしてはどうか。
- 新たな類型の特例介護サービスについては、現行の基準該当サービス・離島等相当サービスの対象となっている居宅サービス等（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援等）に加え、施設サービスや居宅サービスのうち特定施設入居者生活介護も対象とすることとしてはどうか。また、市町村が指定権者となり実施している地域密着型サービスにおける同様のサービスについても、同様の対応を実施できるようにすることとしてはどうか。
- なお、新たな類型の特例介護サービスについては、
 - ・ サービスの質の担保について、事後の確認を行う仕組みについても検討が必要
 - ・ 配置基準の緩和は、あくまでも緊急的な対応として行うべきものとのご意見があったことにも留意し、今後、詳細な要件について、介護給付費分科会で議論することとしてはどうか。

1. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

(2) 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

検討の方向性②

(地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み)

- 中山間・人口減少地域においては、利用者の事情による突然のキャンセルや利用者宅間の移動に係る負担が大きく、また、高齢者人口の減少に伴うサービス需要の縮小、季節による繁閑の激しさなどから、年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持に当たっての課題となっている。
- このため、特例介護サービスの新たな種類の枠組みにおいて、安定的な経営を行う仕組みとして、例えば訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と別途、包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能とすることとしてはどうか。
- こうした包括的な評価の仕組みについては、
 - ・ 利用者数に応じて収入の見込みが立つため、特に季節による繁閑が大きい地域や小規模な事業所において、経営の安定につながる
 - ・ 移動時間など、地域の実情を考慮した報酬設定が可能となるほか、突然のキャンセル等による機会損失を抑制し、予見性のある経営が可能になる
 - ・ 利用回数や時間の少ない利用者を受入れた場合でも、収益が確保できる
 - ・ 安定的かつ予見性のある経営が可能となることで、常勤化が促進されるなど継続的かつ安定的な人材確保につながる
 - ・ 利用者の状態変化により利用回数や時間が増えた場合でも、負担が変わらず、安心感がある等のメリットが期待される。
- その一方で、
 - ・ 利用者ごとの利用回数・時間の差にも配慮しながら、利用者間の不公平感を抑制する必要がある
 - ・ 利用者の費用負担が急激に増えることや、区分支給限度基準額との関係でサービス利用に過度な制約がかからないよう、適切に配慮を行う必要がある
 - ・ 保険料水準の過度な上昇を抑制する観点や、対象地域の内外での報酬水準の均衡等も踏まえて、サービス提供量と比べて過大な報酬とならないようにする必要がある
 - ・ 利用回数や時間にかかわらず一律の報酬となることにより、利用者が必要以上にサービスを利用する、事業者が必要なサービス提供を控える、といったモラルハザードを抑制する必要があるといった点に十分な留意が必要である。

1. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

(2) 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

検討の方向性③

(地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み) (続き)

- このため、具体的な報酬設計については、利用者像ごとに複数段階の報酬区分を設定することや、区分支給限度基準額との関係性にも配慮しつつ包括化の対象範囲を設定するなど、きめ細かな報酬体系とする方向で検討を進めることが必要ではないか。こうしたことも踏まえて、報酬水準の設定に当たっては、現状の十分なデータ分析のもと、包括的な評価の仕組みを導入する事業者の経営状況や、サービス提供状況等に与える影響を考慮しつつ、今後、介護給付費分科会で議論することとしてはどうか。
- また、ニーズを有する地域の事業者が迅速に対応できるよう、希望する自治体においては、第10期計画期間中の実施を可能とすることを目指し、第9期計画期間中に検討を進めることとしてはどうか。

1. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

(2) 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

検討の方向性④

(介護サービスを事業として実施する仕組み)

- 今後、2040年を見据えると、サービスを提供する担い手だけでなく、更なる利用者の減少が進む地域も想定される中、上述のような給付における特例の仕組みを活用しても、なおサービス提供体制を維持することが困難なケースが想定される。
- こうした地域においても、契約に基づき利用者本位でサービスを選択するという介護保険の制度理念を維持するとともに、利用者が住み慣れた地域を離れ、在宅での生活を継続することが困難となる状況を防ぐことが重要である。
- このため、こうした場合に備えた中山間・人口減少地域における柔軟なサービス基盤の維持・確保の選択肢の一つとして、給付の仕組みに代えて、市町村が関与する事業により、給付と同様に介護保険財源を活用し、事業者がサービス提供を可能とする仕組みを設けることとしてはどうか。
- この仕組みにおいては、要介護者に対して、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等といったサービスを実施できるようにするとともに、こうしたサービスを組み合わせ提供することが考えられるのではないか。このようなサービス提供についても、利用者との契約に基づき、適切なケアマネジメントを経て、要介護者に対して介護サービスを提供することは、給付サービスと変わらない仕組みとすることとしてはどうか。また、本事業は、人口減少社会の中で、被保険者（住民）のために介護サービスを維持・確保することが目的であり、その導入に当たっては、対象地域の特定と併せて、介護保険事業（支援）計画の策定のプロセスの一部として、被保険者（住民）等関係者の意見を聴きながら検討することが想定されるのではないか。

1. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

(2) 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

検討の方向性⑤

(介護サービスを事業として実施する仕組み) (続き)

- 今回の新たな事業の仕組みによる事業費については、例えば、圏域を超えて訪問する際の経費など、中山間・人口減少地域へのサービス提供に係る追加的な費用も勘案することも考えられるのではないかと。なお、複数のサービスを組み合わせて弾力的に提供するケースなどが想定されることを踏まえると、単独の事業所等におけるサービス提供時に要するコストと比べて、一定程度効率的に実施することも可能になることも想定されるのではないかと。
- その上で、新たな事業は、地域支援事業の一類型として実施することが考えられるのではないかと。その財源構成は、国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料ごとに、現行の介護給付と同様の負担割合とすることが考えられるのではないかと。
- 中山間・人口減少地域における居宅サービスが継続的に提供され、当該地域における在宅の要介護高齢者が引き続き在宅で生活することが可能となること等を踏まえると、この事業の実施が当該市町村の介護保険財政に与える影響は、総体的に見ればそれほど大きなものとはならないと考えられるものの、保険財政規律確保の観点から、当該事業費の総額についても、他の地域支援事業と同様に、高齢者の伸び率等を勘案した上限額を設定することが考えられるのではないかと。
- 包括的な評価の仕組みと同様、中山間・人口減少地域における事業者の経営やサービス提供の状況等を十分に検証の上、こうした地域において実際に活用可能なものとなるよう、都道府県や市町村の負担軽減の観点も含めて、関係者の意見を丁寧に伺いながら、検討を進めることが必要ではないかと。
- なお、介護サービスを事業として実施する仕組みについては、制度の導入により、市町村に責任が集中することにならないよう、都道府県が一定の関与をする仕組みとするなど、丁寧な検討を行うべきとの意見があった。

1. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

(2) 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

検討の方向性⑥

(介護事業者の連携強化)

- 中山間・人口減少地域において、地域における介護サービス提供体制を確保するとともに、地域のサービス需要に柔軟に対応する観点から、都道府県や市町村と連携しながら、法人や介護事業所が、中心的な役割を果たすような仕組みが必要ではないか。
- 例えば、法人や介護事業所が、
 - ・ 一定期間にわたり事業継続する役割を担うことや、
 - ・ 複数の介護事業所間の連携を促進するとともに、他法人・事業所の間接業務の引受けを行うこと等を通じた業務効率化等の取組を推進する

といった仕組みを検討することが考えられ、法人間での人材の連携等を行う場合の配置基準の弾力化に加え、法人や介護事業所間の連携において中心的な役割を果たす法人・事業所に対して、ICT等のテクノロジー導入に係る補助金等による支援を行うとともに、介護報酬の加算における更なる評価等のインセンティブを付与することについて、介護給付費分科会等で議論することとしてはどうか。

1. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

(2) 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

検討の方向性⑦

(既存施設の有効活用)

- 現行制度では、社会福祉法人、医療法人等が施設等の財産を有している場合で、取得の際に国庫補助がなされている場合においては、転用・貸付の後に社会福祉事業を行う場合であっても、財産取得から10年未満の転用の場合等には、原則補助金の国庫返納が必要となっている。
- 中山間・人口減少地域の既存資源を有効活用しながら、地域のサービス需要の変化に柔軟に対応するため、国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を拡充することが必要ではないか。
- 具体的には、中山間・人口減少地域に所在する介護施設等について、経過年数10年未満の場合の厚生労働省所管施設への転用等の特例として、
 - ・ 当初の事業を継続することが介護保険事業計画等の達成に支障を生じるおそれがあると自治体が判断する場合は、福祉施設（高齢者・障害者・児童施設）への全部転用等（高齢者施設が含まれる場合に限る。）の際の国庫納付を不要とする
 - ・ 高齢者人口の急減等、真にやむを得ない場合において、他の施設との統合等のため高齢者事業を廃止する場合は、自治体、地域の事業者・関係者・住民との合意形成を図った上で介護保険事業計画等へ位置づけることを条件に、福祉施設以外の厚生労働省所管施設等（こども家庭庁所管施設の一部、サ高住を含む。以下同じ。）への転用等の際の国庫納付を不要とすることとしてはどうか。
- また、厚生労働省所管施設等以外への転用等の特例としては、中山間・人口減少地域に所在する経過年数10年以上の介護施設等について、他の地域に当該介護施設等の機能移転を行う場合であって、かつ、地域の合意形成のプロセスを経ているときは、厚生労働省所管施設等以外の地域福祉の増進に資する施設等への転用や取り壊しの際の国庫納付を不要とすることとしてはどうか。

1. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

(2) 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

検討の方向性⑧

(調整交付金の在り方)

- 保険者の責めによらない要因による第1号保険料の水準格差を全国ベースで平準化するために市町村に交付される普通調整交付金については、これまで、
 - ・ 65歳～74歳と75歳以上の2区分による調整から、85歳以上を加えた3区分に細分化（第7期計画期間から）
 - ・ 各区分の要介護認定率により重み付けしていたものを、各区分の介護給付費により重み付けを行う方法に見直し（第8期計画期間から）を行うことにより、高齢者の分布等を踏まえた調整機能の精緻化を行ってきた。
- 2040年に向けては、自治体・地域の規模によって、高齢化や人口減少のスピードに大きな差が生じること踏まえ、より精緻な調整を行う観点から、普通調整交付金における年齢区分を、現行の65～74歳、75～84歳、85歳以上の3区分から、5歳刻みの7区分に変更することとしてはどうか。なお、実施時期や激変緩和措置についても、適切に検討することが必要ではないか。

1. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

(3) 大都市部・一般市等における対応

現状・基本的な視点

- 高齢者人口が2040年にかけて増加し続け、サービス需要が急増する大都市部においては、増加する介護ニーズに応える仕組みを検討する必要がある。地域の民間事業者による創意工夫とともに、地域に根ざした公的なサービス提供も重要であり、このような公と民の介護事業者の力を組み合わせ、多様なニーズに対応した多様なサービスを提供するとともに、ICTやAI技術など民間活力も活用したサービス基盤を整備することが重要である。
- そのため、高齢者のニーズに沿った多様な住まいを充実していくとともに、多様な住まいに対応した様々なサービスを組み合わせ、利用者のために提供する体制整備が必要である。(4.(2)参照)
- また、ICTやAI技術も活用し、24時間365日の見守りを前提として、緊急時や利用者のニーズに応える効率的かつ包括的なサービス提供の在り方を検討することも考えられる。ICT、センサーやAI技術がより発展すれば、緊急時の予測の精度が上がり、サービスの業務効率性が増加していくが、そのためにはテクノロジーの一層の発展のための支援を行う必要がある。(3.(2)参照)
- 一般市等においては、既存の介護資源等を有効活用しながら、需給の変化に応じて、サービスを過不足なく確保することが必要である。

1. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

(3) 大都市部・一般市等における対応

検討の方向性

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合)

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要介護高齢者の在宅生活を24時間支えるサービスとして、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護の両方を提供し、「定期巡回」と「通報による随時対応」を行っており、特に今後増加する都市部における居宅要介護者の介護ニーズに対して柔軟に対応することが期待されている。一方で、夜間対応型訪問介護は、夜間における「定期巡回」と「通報による随時対応」を行うもので、これまでの本部会等の議論においても、両サービスは機能が類似・重複しており、将来的な統合・整理に向けた検討の必要性について指摘があったところである。
- 両サービスの機能・役割や、将来的なサービスの統合を見据えて段階的に取り組んできた状況を踏まえ、また、
 - ・ 夜間対応型訪問介護の多くの利用者は日中の訪問介護を併用しており、日中・夜間を通じて同一の事業所によって24時間の訪問介護（看護）サービスを一体的に受けられることは、夜間対応型訪問介護の利用者にとって効果的と考えられること、
 - ・ 8割以上の夜間対応型訪問介護事業者が定期巡回・随時対応型訪問介護事業所も運営しており、定期巡回・随時対応型訪問介護事業所にとっては、事業所の指定手続や報酬請求事務等が効率化されるなど、限られた地域資源の有効活用にも資すること
 - ・ 令和6年度介護報酬改定で設けた定期巡回・随時対応型訪問介護看護の新区分について、利用者に不利益は生じていないと考えられることから、夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合することとしてはどうか。
- なお、この際、必要な人員の確保やサービスの認知度向上など利用者・事業者双方への影響にも十分配慮する必要があることから、一定の経過措置期間を設けた上で、人員配置基準や報酬に関して特例的な類型を設けることとしてはどうか。

2. 地域包括ケアシステムの深化

(1) 地域包括ケアシステムの深化に向けて

現状・基本的な視点①

- 介護分野においては、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進している。
- これまで2025年を目途に各地域で進められてきた地域包括ケアシステムを支える体制・基盤の整備は、地域包括支援センターが全市町村、5,487か所（令和7年4月末現在）に設置されるなど、全国ベースでは着実に進んできている。
- 一方で、インセンティブ交付金等の評価指標等を用いて自治体の規模別にみると、例えば、地域におけるリハビリテーションの推進に向けた取組について、大規模市町村では91.9%の実施に対して小規模市町村では64.5%、認知症カフェについて、大規模市町村では100%の設置に対して小規模市町村では75.0%、在宅医療・介護連携の推進に係る協議会について、大規模市町村では85.9%の設置に対して小規模市町村では43.6%など、小規模の自治体においては取組状況が相対的に低い傾向も見取れる。
- こうしたことも意識しながら、地域の実情に応じて、可能な限り住み慣れた地域で高齢者自身が自立して日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築は引き続き進めていく必要がある。2040年に向けて、以下のポイントを踏まえた上で、都道府県・市町村及び関係者が地域の状況に合わせて深化させていくことが必要である。

(人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築)

- 高齢者人口の変化に伴い、中山間・人口減少地域、大都市部、一般市など、サービス需要に大きな地域差が生じることとなる。2040年を見据えた対応も踏まえつつ、利用者にとって切れ目ないサービス提供が可能となるようにしていくため、それぞれの地域類型を意識しながら、都道府県・市町村など関係者間でサービス基盤の維持・確保に向けた議論を行うことが必要である。（1. 参照）

(医療・介護連携の推進)

- 2040年にかけて、医療・介護の複合ニーズを有する85歳以上の高齢者が一貫して増加する。適切な医療・介護サービスの受け皿を確保するため、2040年に向けた医療介護連携に係る提供体制等について、各地域において新たな地域医療構想とも議論を接続させて検討を行うことや、そのために地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（以下「総合確保方針」という。）に基づく医療と介護の協議の場を実効性の伴う形に再編成した上で、2040年に向けた介護の提供体制等についても本格的に議論するための体制を構築することが重要である。

2. 地域包括ケアシステムの深化

(1) 地域包括ケアシステムの深化に向けて

現状・基本的な視点②

(高齢者への住まい支援)

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域において医療・介護等のサービスが包括的に提供される前提となる住まいの確保は重要である。多様な介護ニーズの受け皿として増加している一方で、入居者の保護やいわゆる「囲い込み」等の課題も指摘されている有料老人ホームについて、サービスの質や事業運営の透明性を確保すること（4. (2) 参照）、また、住まいの確保が困難な事情を抱える高齢者への支援の充実が重要である。

(介護予防の推進、総合事業の在り方)

- 効果的な介護予防の推進のためには、地域の実情に応じて、地域支援事業の必要な事業を組み合わせたり、高齢者の保健事業と一体的に進めたりすることで、介護予防、日常生活支援に取り組んでいく必要がある。市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせた支え合いの体制づくりを効果的に行えるよう支援していくことが重要である。また、評価において、介護予防及び自立支援の効果測定が重要な取組は、利用実態等を把握しやすい環境をつくることが評価の推進に必要なことになる。

(相談支援等の在り方)

- 2025年に団塊の世代が全て後期高齢者となり、2040年に向けては、医療ニーズを有する高齢者、認知症の高齢者、身寄りのない高齢者等が増加する中で、住み慣れた地域で尊厳をもって暮らすことができるよう、介護保険を始めとした多分野のサービス等と、住民主体の活動を含め地域の多様な主体による取組等を組み合わせた支援を行うことが重要である。加えて、地域における相談体制を確保・充実させるため、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターの適切な連携・役割分担を図ることが必要である。なお、身寄りのない高齢者等への対応については、別途、福祉部会においても支援体制について議論をしているところ、こうした対応も含め、民間サービスを含む地域の様々な関係者の連携の中で対応することが適当である。

(認知症施策の推進等)

- 国の認知症施策推進基本計画を踏まえ、都道府県や市町村がそれぞれの実情に即した認知症施策推進計画を策定し、認知症施策を計画的に進め、認知症の人・家族が安心して暮らせるために、本人や家族が参画した共生社会を実現していくことが重要である。また、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者やその家族の多様なニーズに応えられるよう、家族介護者支援に係る実態・ニーズに沿った施策の充実が必要である。

2. 地域包括ケアシステムの深化

(2) 医療・介護連携の推進

現状・基本的な視点

- 2040年にかけて、医療・介護の複合ニーズを有する85歳以上の高齢者が一貫して増加し、85歳以上の方の要介護認定率は58.2%とそれまでに比べて上昇する中、地域包括ケアシステムにおいて、これらの者が適切な医療・介護サービスを受けられるよう受け皿を確保する必要があるほか、急変があった際に必要な通院、入院等ができるよう、医療、介護の連携を強化していく必要がある。
- また、慢性期の患者が増加し、医療機関、介護保険施設等、居宅のいずれかでケアされる状況の中、在宅や介護施設における高齢者救急を支える包括的な機能を有する医療との連携も必要となる。
- 令和6年度同時改定において、施設等における高齢者の急変時における対応等を念頭に、介護保険施設と協力医療機関との連携を強化する改定が行われたところ。協力医療機関について、二次医療圏まで広げて医療介護連携のマッチングができていない福祉施設・介護施設が一定程度あり、地域差も大きいとの指摘がある。
- 今般、改正医療法案が成立した場合には、新たな地域医療構想や医療計画の見直しにより、医療機関から都道府県に医療機関の機能を報告することとなり、都道府県に情報がより集約される。令和9年から施行となる新たな地域医療構想等との接続の観点から、都道府県の担うべき役割や市町村の担うべき役割の整理を行うとともに、地域において様々な場面や主体間で医療と介護が連携して対応していくことが必要である。
- 都道府県は、医療計画、介護保険事業支援計画を一体的に作成し、計画の整合性を確保するための総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場を、原則、二次医療圏単位（老人福祉圏域と概ね一致）で設置することとされているが、実効的な協議が行われていない区域が相当数存在する。

2. 地域包括ケアシステムの深化 (2) 医療・介護連携の推進

検討の方向性①

(医療と介護の協議の場)

- 医療と介護の連携という観点でも、2040年に向けて、都道府県と市町村が共通の課題認識をもち、市町村を越えた広域的な議論を行い、必要な取組を進めることが求められる。総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場について、開催時期や構成員等を見直すことも含め、単に計画の整合性を確保する場ではなく、2040年に向けた医療介護連携に係る提供体制等について本格的に議論を行う場として、実効性を伴う形に再編成することとしてはどうか。
- 第10期から総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場の運用を見直し、介護保険事業（支援）計画との関係では、例えば、総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場の開催前に、都道府県と市町村の介護担当者と認識を合わせた上で、当該協議の場において、介護側からも医療介護連携に関する課題提示や情報共有が行えるようにすることが妥当ではないか。その際、請求情報（介護DB、NDB）等に基づく地域の医療介護の提供体制に係る地域課題の検討を行う等、当該議論がより実効性の伴うものとなるよう、必要な取組を行うこととしてはどうか。
- 加えて、2040年に向けた介護の提供体制等について本格的に議論するための体制を構築することが重要であり、そのためには、既存の介護保険事業（支援）計画の策定プロセスの中で、市町村の場合は在宅医療等に関する区域、都道府県の場合は二次医療圏とほぼ一致する老人福祉圏域を念頭に置きながら、市町村を越えた広域的な視点で議論する場とすることとしてはどうか。（4.（1）参照）
- なお、医療機関と介護施設等の具体的な連携に向けた取組については、地域医療構想調整会議等の既存の場も活用しながら検討・協議することも検討されており、2040年に向けた介護の提供体制等の議論の場における介護側での医療介護連携に係る十分な議論を行ったうえで、地域医療構想調整会議や総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場（地域医療構想調整会議の下にWGを設置する等の柔軟な運用が可能）等において医療側と必要な協議を行うことが重要ではないか。

2. 地域包括ケアシステムの深化 (2) 医療・介護連携の推進

検討の方向性②

(協議の場における検討事項)

- 2040年に向けた医療介護連携に係る提供体制を構築するため、第10期介護保険事業（支援）計画の策定プロセスから、総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場において、足元の検討事項としては、
 - ・ 請求情報（NDB、介護DB）等に基づく地域の医療介護の提供体制に係る地域課題の検討
 - ・ 慢性期の患者について、患者像が一部重複する者を対象とするサービス（療養病床・在宅医療・介護保険施設）が具体的にどのように受け皿となっていくかの検討
 - ・ 高齢者施設等と協力医療機関の連携について未対応の施設へのマッチングまた、中長期的な検討事項としては、
 - ・ 医療と介護それぞれの2040年の見込み量、地域における医療・介護の在り方
 - ・ 医療や住まいも含めた需要に適した提供体制への転換
 - ・ 事業所の協働化等、連携の推進の検討
 - ・ 広域的な医療・介護提供体制の必要性の検討
 - ・ 入退院支援における医療と介護の連携の在り方の検討等の事項について議論を行い、介護保険事業（支援）計画に必要な取組等を位置付けることとしてはどうか。

(在宅医療・介護連携推進事業)

- 在宅医療・介護連携推進事業では、地域の医師会等の関係者とも連携し、相談窓口の設置や看取り時等の情報連携ツールの整備を行っているが、自治体によって取組に差がある状況である。今後、かかりつけ医機能を都道府県に報告することとなることに加え、在宅医療に必要な連携を担う拠点を都道府県が医療計画に位置づけている中、地域の医療・介護資源の状況に留意しつつ、普及していくことが必要ではないか。

2. 地域包括ケアシステムの深化

(3) 高齢者への住まい支援

現状・基本的な視点

- 単身高齢者の世帯の更なる増加、持ち家率の低下など、住まいの確保に困難を抱える高齢者の増加が見込まれ、住まい支援のニーズは今後ますます高くなることが想定される。有料老人ホームやサ高住等の高齢者住まいや、居宅での生活が困難な低所得者の受け皿としての機能を果たしている養護老人ホーム・軽費老人ホームが地域のニーズに応じて適切に確保されることが重要である。
- 養護老人ホーム・軽費老人ホームについては、三位一体の改革によって税源移譲され、地方自治体単独で負担・助成しており、それぞれ市町村、都道府県に対して地方交付税措置がなされている。そうした中、自治体における社会経済情勢や地域の実情等を勘案した運営費の改定が進まず、経営が悪化している施設が一定数あること、市町村の措置制度を含め認知度が高いといえず、制度の活用促進が課題となっている。
- そうした中、令和7年度老人保健健康増進等事業として、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた地方自治体の取組に関する調査研究事業」において、更なる認知度向上や各自治体における活用促進に向けた方策を検討しているところである。
- また、令和6年に改正住宅セーフティネット法が成立し、居住支援法人等が大家と連携し、見守りや福祉サービスへのつながを行う「居住サポート住宅」が創設され、市区町村による居住支援協議会の設置や、居住支援協議会と地域ケア会議等の福祉関係の会議体との連携が努力義務化された。居住支援協議会等の場も活用しながら、住宅部局と福祉部局が連携し、住まいの確保と生活支援の一体的な支援の推進や、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ることが重要である。

2. 地域包括ケアシステムの深化

(3) 高齢者への住まい支援

検討の方向性

(ニーズに応じた住まいの選択)

- 養護老人ホーム・軽費老人ホームについては、居宅での生活が困難な低所得の者の住まいの選択肢の一つとして、更なる認知度向上を図るとともに、各自治体における活用促進のため、施設が抱える課題や現状や、自治体の取組や好事例を把握した上で、地方自治体に対する説明会や会議等を通じて、都道府県における広域的な支援を促進していくことが必要ではないか。
- 養護・軽費老人ホームの経営改善に向け、それぞれの地方自治体の管内に所在する施設の収支差等の経営状況の分析を通じて、経営状況を踏まえた基準引上げの助言を行う等の地方自治体に対する伴走支援を推進していくことが必要ではないか。

(住まいと生活の一体的支援)

- 改正住宅セーフティネット法が目的とする自治体住宅部局と福祉部局の連携による包括的な住まい支援体制の構築に向けて、基本指針の策定に当たっては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるための居住施策との連携を促進する観点から、介護サービス等に関する施策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進することが重要であること等の内容を盛り込むこととしてはどうか。
- また、地域支援事業の一つである「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」について、令和6年に改正住宅セーフティネット法が成立したことを踏まえ、取組の具体的な例示や居住支援法人等への事業委託が可能である旨を明確化するなど、要綱の見直しを行ったところ、こうした事業を活用し、高齢者が民間賃貸住宅等に円滑に入居して安心して生活ができるよう、不動産関係団体や地域の関係者、住宅部局・福祉関係部局等が連携して、総合的・包括的な支援できる体制を構築することが求められるのではないか。

2. 地域包括ケアシステムの深化

(4) 介護予防の推進、総合事業の在り方

現状・基本的な視点

- 要介護（要支援）の認定者数は、2022年度末現在で694万人であり、介護保険制度施行後の23年間で約2.7倍に増加している。一方で、ピーク時の2015年の要介護認定率（年齢調整済み）が17.9%であったのに対して、足下の2023年の要介護認定率は16.3%となっており、減少傾向にある。引き続き、介護予防を推進し、高齢者の自立支援や重度化防止に取り組むことが重要である。
- 総合事業については、令和6年8月までに地域支援事業実施要綱等の改正を行い、その充実にに向けた取組を推進しているところである。令和7年5月末時点における各市町村の総合事業のサービス・活動事業等の実施状況を見ると、類型毎のサービス・活動の実施市町村の割合は、訪問型・通所型ともに従前相当サービスの割合が最も高くなっている。また、市町村が評価を踏まえた改善に十分に組み合っていない実態があるなど、多様な主体の参画による多様なサービス・活動の充実に向けては、引き続き、市町村が実効的に取組を進めることが重要である。
- 中山間・人口減少地域では、担い手不足が進んでいることにより、要介護者を含めたサービス提供体制に課題が生じている。こうした中で、介護予防や重度化防止等に取り組むことがより一層重要となるが、こうした中山間・人口減少地域においては、市町村に限られた体制で自ら現状・課題を評価したうえで地域をリデザインしていくことには一定の課題がある。多分野にわたる関係者が協働し、より積極的に地域づくりを行える体制を整備するためには、都道府県による伴走的支援も必要である。
- 住民主体の通いの場への参加や高齢期における就労等、高齢者の社会参加の拡大が、要介護状態となるリスクや認知症発生リスクの低減に効果があるとの研究成果が繰り返し報告されている。要介護認定率の減少に効果的な施策を展開するために、介護予防施策の実施状況や取組の評価を行える体制を整備することも必要である。その際、都道府県や市町村が取り組みやすいよう、既存データを活用する等の工夫が必要である。

2. 地域包括ケアシステムの深化

(4) 介護予防の推進、総合事業の在り方

検討の方向性①

(総合事業)

- 市町村が、総合事業のサービス・活動の実施状況について適切に評価を行い、当該評価を踏まえて実効的に改善を図ることができるよう、自治体の関係者が取り組みやすくなるような効果検証手法の具体化を進めていくこととしてはどうか。
- 市町村の総合事業の基盤整備を推進するため、都道府県が伴走的な支援や多様な主体とのつながりづくりなどの更なる支援を行うことが重要であり、都道府県介護保険事業支援計画への位置付けにより支援を推進することとしてはどうか。その際、都道府県は、支援により多様な主体とのつながりが推進されているか確認しながら進めることが重要ではないか。
- 各サービス・活動の質の向上のために、利用者の要介護度や利用者への効果に着目して分析・評価を行うことが重要ではないか。特に、介護予防及び自立支援の効果が増大すると認められる者に対して、本人の目標達成のための計画的な支援を保健医療専門職により提供するサービス・活動Cについては、実施状況とともに、利用者の要介護度や心身機能の変化を把握することが重要であることから、指定事業者による請求・支払いの仕組みを活用して介護レセプトとして実施の状況等を収集する新たな仕組みを構築するとともに、関連データを組み合わせた評価を可能とすることとしてはどうか。なお、サービス・活動C以外についても、全ての種類のサービス・活動の利用者の要介護度を把握できるようにすべきとのご意見があった。
- 高齢者の介護予防や日常生活支援は総合事業だけで実現できるものではないものであり、総合事業に該当しない多様な活動や事業を含めた、地域の支え合い体制の状況把握と評価が重要ではないか。
- 総合事業の評価にその結果を活用することが可能な介護予防・日常生活圏域二エズ調査について、第11期調査に向けて、国が標準的な調査方法等を提示した上で、そのデータを収集し、各市町村が効果的な介護予防施策を展開できるよう、見直しを検討することが必要ではないか。その際、国や自治体等が関連データを有効活用し、各施策を評価・改善するための環境整備を行うことが必要ではないか。

2. 地域包括ケアシステムの深化

(4) 介護予防の推進、総合事業の在り方

検討の方向性②

(総合事業) (続き)

- 都道府県が実施している地域リハビリテーション支援体制の整備や市町村が実施している通いの場の取組、サービス・活動C、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等の介護予防関連施策は、従来、個別事業として取り組んできたが、効果的な介護予防の取組を進めるためには、地域の実情に応じた関連施策の連携の方法や医療専門職等の適切な関与の方策について議論を進めていくことが必要ではないか。
- 通いの場での医療専門職の活用が推奨されているが、現状として医療専門職の確保が困難な中で、例えば、年に数回、介護老人保健施設等において通いの場を開催することで医療専門職が関与する機会を確保し、活動の質を高める等、施設と連携した体制を構築していくことも重要ではないか。

(介護予防を主軸とした多機能の支援拠点)

- 「通いの場」は、住民主体の介護予防の取組を推進する場として、高齢者の社会参加を促すとともに、地域における支え合い機能や多世代交流の場として機能することで、地域共生社会の実現の一翼を担ってきた。
- 今後、高齢者支援の担い手が不足することを見据え、高齢者の健康寿命の延伸に資する介護予防の取組を中心に、多様な機関や関係者、地域住民等の連携を図り地域で支え合うことが必要になる。
- 2040年を見据えると、高齢化や人口減少のスピードについては地域によって大きな差が生じ、また、サービス供給の状況も地域によって様々となることが想定されるため、幅広い市町村において、高齢者の介護予防を主軸とし、障害、子育て、生活困窮等の地域の抱える課題の支援を一体的に実施する多機能の拠点を整備し、その運営を推進する事業について、総合事業に位置づけることとしてはどうか。

(保険者機能強化推進交付金等)

- 限られた資源を活用して地域の実情に合わせた取組で成果を上げている自治体がより適切に評価される仕組みが重要ではないか。
- 適切に自治体の取組が進むような評価指標の設計が重要である。そのためには、データの標準化や分析を恒常的に行いながら、指標の一層の精緻化を図っていくことが必要ではないか。

2. 地域包括ケアシステムの深化

(5) 相談支援等の在り方

現状・基本的な視点①

- 2025年に団塊の世代が全て後期高齢者となり、慢性疾患や複数の疾患を抱える患者など医療ニーズが高い高齢者、認知症の高齢者など、複合的な課題を抱える世帯の増加等が見込まれている。また、世帯数の推移を見ると、高齢者単身世帯はさらに増加し、2050年頃には全世帯のうち5世帯に1世帯が高齢者単身世帯になることが想定されており、こうした世帯構成の変化に伴って、身寄りのない高齢者等の増加が見込まれている。
- こうした中で、高齢者が住み慣れた地域で尊厳をもって暮らすことができるよう、退院支援や認知症ケアパスにおける医療・介護の連携のハブとして、在宅の中重度者を支えるためのケアマネジメントの推進が必要である。また、高齢者の抱える様々な生活課題について、介護保険のサービスと地域の様々なサービス等を組み合わせた支援を行うことが必要である。
- こうしたニーズも踏まえて、地域として必要な相談支援が提供されるよう、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所は、適切な連携・役割分担を図ることが必要であり、
 - ・ 地域包括支援センターは、医療介護連携を始めとする地域のネットワークづくりや、地域における社会資源の創出など、地域全体の支援に重点を置き、
 - ・ 居宅介護支援事業所は、医療機関や地域の関係者との連携のもと、個々の利用者に対するケアマネジメントに重点を置き、地域の様々な社会資源をケアプランに位置づけることによる個別的な支援を推進することが適当である。
- 一方で、特に、身寄りのない高齢者等への生活課題については、地域の適切なつなぎ先が明確化されていないことなどにより、現在でも、ケアマネジャー等が法定外業務（いわゆるシャドウワーク）として実施せざるを得ないケースも増加している。ケアマネジャーがその専門性を発揮し、個々の利用者に対するケアマネジメント業務に注力できるようにすることが重要である中で、地域課題として地域全体で対応を協議することが必要である。
- こうした課題に対応するに当たっては、基本的には市町村が主体となって、地域包括支援センターやケアマネジャーの協力を得ながら、関係機関間の連携により、地域ケア会議などを活用して地域課題として議論し、必要な資源を整理するとともに、必要な関係者・関連事業につなげていくことが考えられる。

2. 地域包括ケアシステムの深化

(5) 相談支援等の在り方

現状・基本的な視点②

- 地域ケア会議の活用や相談体制の整備等に当たっては、生活圏域の高齢者のニーズをきめ細かく把握している地域包括支援センターの役割が非常に重要であるが、こうした取組を主導するに際して、業務量過多、地域での連携機関の不足といった課題が指摘されており、地域包括支援センターの業務の在り方について、整理することが必要である。
- また、ケアマネジャーは、高齢者が最期まで尊厳をもって自分らしい自立した日常生活を送ることができるようにするための要であり、高齢者が抱える課題の複雑化・複合化に伴って、多様な対応が求められ、その役割の重要性は増大している。一方、足下において、ケアマネジャーの従事者数は横ばい・減少傾向にあり、生産年齢人口の急速な減少が見込まれる中で、将来的な人材確保が課題である。このような中であっても、ケアマネジャーが、医療・介護の連携のハブとして、その専門性を十分に発揮し、一人一人の高齢者に寄り添ったケアマネジメントに注力できる環境を整備することが必要であり、人材確保、業務負担軽減、資質の確保等の施策を総合的に講じることが必要である。

2. 地域包括ケアシステムの深化

(5) 相談支援等の在り方

検討の方向性①

(身寄りのない高齢者等への支援に向けた地域ケア会議の活用促進等)

- 身寄りのない高齢者等の抱える生活課題を地域として対応する観点から、各市町村における地域ケア会議の活用を更に推進し、実効的な課題解決につながるような取組を推進することが必要ではないか。
- それに当たって、日常生活圏域など、よりきめ細かな地域ごとの課題に対応するため、地域ケア会議の運営について市町村から地域包括支援センターへの一部委託を可能とすることとしてはどうか。
- また、身寄りのない高齢者等を始めとした高齢者の生活ニーズ等を地域課題として解決していくには、基本的には市町村が主体となって関係者を含めて地域全体で対応を協議し、必要に応じて社会資源の創出を図るなど、利用者への切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進することが必要である。この観点から、地域ケア会議においては、地域づくりにかかわる生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、主任ケアマネジャー等の関係職種の役割も重要ではないか。
- あわせて、多様な困りごとを地域全体で支えていくためには、障害や生活困窮などの福祉分野や、住まい・交通・消費者保護など、関連する他分野との連携を推進することが必要であり、他の分野の会議体と地域ケア会議の連携を進めることや、地域の関係主体の柔軟な参加を促すこととしてはどうか。
- 地域において、身寄りのない高齢者等に対する相談体制の充実を図るため、地域包括支援センターが実施する包括的支援事業（総合相談支援事業）において、身寄りのない高齢者等への相談対応を行うことを明確化し、住民を含めた地域の関係者との協働や多機関連携の役割を更に発揮できるようにすることとしてはどうか。あわせて、地域包括支援センター等で相談支援を行う際、地域ケア会議での成果も活用しながら、適切なつなぎ先や活用できる制度が明確となるような取組を推進することが必要ではないか。
- また、こうした相談に対応するケアマネジャー等の資質向上の観点や、地域の様々な関係者が連携・協働して対応を行う体制づくりを推進する観点から、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業においても、身寄りのない高齢者等に係る課題への対応を含めることを明確化することとしてはどうか。
- 市町村等において身寄りのない高齢者等の把握や関係者間の情報共有のために緊急時の連絡先の登録等の事業を行うケースもあるところ、こうした事業の円滑な実施等に向けた方策の整理が必要ではないか。

2. 地域包括ケアシステムの深化

(5) 相談支援等の在り方

検討の方向性②

(介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方)

- 介護予防ケアマネジメントのうち約4割は地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への一部委託により実施されている実態を踏まえ、地域包括支援センターの更なる業務負担軽減や、居宅介護支援事業所における円滑なケアマネジメントを促進する観点から、利用者の属性を問わず、介護予防ケアマネジメントについても居宅介護支援事業所による直接実施を可能とすることとしてはどうか。
- 加えて、介護予防ケアマネジメントについては、アセスメントの結果にもとづくケアマネジメントプロセスの効率化を図っていることを踏まえ、介護予防支援のプロセスについても効率的な実施に向けた検討が必要ではないか。

(ケアマネジャーの資格取得要件の見直し)

- ケアマネジャーの新規入職を促進するとともに、医療・介護の連携の要として多様な背景を持つケアマネジャーの参入を促進する観点から、業務として直接的な対人援助を行うなど、ケアマネジャーとして従事する上で必要となる実務経験を有しているか、また、養成課程において、ケアマネジャーとして従事する上で必要となる知識を学んでいるかといった点に着目し、介護支援専門員実務研修受講試験の受験対象である国家資格について、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、公認心理師を追加することとしてはどうか。
- また、介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件である5年の実務経験年数についても、3年に見直すこととしてはどうか。

(ケアマネジャーの業務の在り方の整理)

- ケアマネジャーが、その専門性を一層発揮できるような環境を整備する観点から、個々の利用者に対するケアマネジメント業務に注力できるよう、法定業務の中でも、ケアプラン作成等業務については、ケアプランデータ連携システム等のICTの活用による効率化をより一層推進するとともに、法定業務の中でも、給付管理を始めとする事務的な業務については、ケアマネジャーに求められる役割との関係等も踏まえて、生産性向上や適切な業務分担のための環境整備等を推進することが必要ではないか。
- また、身寄りのない高齢者等への生活課題への対応として、ケアマネジャーが担うことの多い法定外業務（シャドウワーク）については、地域ケア会議も活用しながら地域課題として議論し、実効的な課題解決につながるような取組を推進することが考えられるのではないかと。こうした議論を行う際、緊急時の対応など、高齢者に対する必要な支援が途切れることのないよう、十分に配慮することが必要ではないか。

2. 地域包括ケアシステムの深化

(5) 相談支援等の在り方

検討の方向性③

(ケアマネジャーの更新制・法定研修の見直し)

- 利用者にとって適切な介護サービスを提供するためには、研修を通じたケアマネジャーの資質の確保・向上が重要であり、更新研修を含めた法定研修の意義は今後も変わるものではないが、一方で、時間的・経済的負担が大きいとの声があるところであり、ケアマネジャーの資質の確保・向上を前提としつつ、利用者への支援に充当する時間の増加につなげる観点から、可能な限りこうした負担の軽減を図ることが重要である。
- このため、近年では、適切なケアマネジメント手法を法定研修に組み入れるなど、ケアマネジャーの専門性の向上に向けた取組が進んできたこと等を踏まえ、法定研修の受講を要件とした介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みは廃止することとしてはどうか。
- 一方で、更新の仕組みを廃止したとしても、専門職として、新たな知識と技能の修得に継続的に取り組んでいくことの重要性は変わるものではなく、引き続き定期的な研修の受講を行うことを求めることとしてはどうか。これにより、更新制と研修受講の紐付けがなくなり、研修を受講しないことで直ちに資格を失い、ケアマネジャーの業務ができなくなるといった取扱いがなくなる効果が見込まれる。なお、研修の受講方法については、分割して受講するなど柔軟な受講ができる環境整備を行うこととしてはどうか。また、都道府県が実施する研修の内容の改善を図る取組を検討することとしてはどうか。
- 研修の受講を担保するため、ケアマネジャーを雇用する事業者に対して、その従事するケアマネジャーが研修を受けられるよう、必要な配慮を求めることとするほか、現行制度における履行確保の仕組みも踏まえて、ケアマネジャー本人への必要な措置を講ずることが必要ではないか。また、ケアマネジャーとして従事していない期間については研修を免除し、再度従事する際に改めて研修を受講する仕組みを設けることとしてはどうか。

2. 地域包括ケアシステムの深化

(5) 相談支援等の在り方

検討の方向性④

(主任ケアマネジャーの位置付けの明確化)

- ICTなどの活用により業務の効率化を進めつつ、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターの役割分担等を通じて、主任ケアマネジャー本来の役割を十分に発揮することができるよう取り組んでいくことが必要ではないか。
- 居宅介護支援事業所又は地域の介護支援専門員の活動に対する援助及び協力を行うとともに、居宅介護支援事業者、包括的支援事業を行う者、介護サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者等の地域の関係者との連絡調整の中心的な役割を果たす者として、主任ケアマネジャーの位置付けを明確化することとしてはどうか。あわせて、主任ケアマネジャーがその本来の役割を発揮できるよう、その環境整備を進めることが必要ではないか。

(過疎地域等における包括的な支援体制の整備)

- 福祉部会で議論している、過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組みにおいては、
 - ・ 介護、障害、こども、生活困窮の相談支援・地域づくり事業について、分野横断的に実施する仕組みとし、これに伴い配置基準も分野横断的なものとするとともに、担い手が不足している市町村において配置可能な基準とすることや、
 - ・ 重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考に各制度における既存の関係補助金について一体的な執行を行える仕組みとすること、が提案されている。他制度との一体的な取組を効果的・効率的に進めるため、この仕組みにおいて、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、地域介護予防活動支援事業及び生活支援体制整備事業も実施できるようにすることとしてはどうか。

(災害等の有事に備えた地域包括支援センターの体制整備)

- 地域包括支援センターは、災害や感染症等の発生時において、支援が必要な高齢者の把握や関係機関との連絡調整など、各地域において重要な役割を有する。地域包括支援センターとしての業務継続計画（BCP）の策定を義務化し、市町村と連携して体制を整備することを通じて、有事に備えた平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすことが必要ではないか。

2. 地域包括ケアシステムの深化 (6) 認知症施策の推進等

現状・基本的な視点

- 2025年から2040年に向けた人口動態的特性は、85歳以上の高齢者の急増である。85歳を超えると、要介護認定率のみならず認知症有病率が大きく上昇する。認知症または軽度認知障害の方は、65歳以上高齢者の約28%を占めるとされており、2022年の認知症およびMCIの性年齢階級別有病率が今後も一定と仮定した場合、2040年の認知症者高齢者数は584.2万人、MCI高齢者数は612.8万人と推計されている。また、認知症高齢者に占める独居認知症高齢者の割合は、2025年の段階では22%、2040年の段階で23%と推計されている。
- 独居の認知症高齢者については、日常の生活支援を担う家族や親族がいない場合には、必要な情報を入手し、必要な社会的支援につながるものが困難であるため、同居家族がいる場合よりも、社会的孤立のリスクが高い。このため、医療支援、生活支援、権利擁護支援など複合的な支援ニーズを抱えている。
- 令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することが明記された。認知症の本人の声を尊重し、誰もが認知症になり得ることを前提に、認知症になっても希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に基づき施策を推進することとしている。

2. 地域包括ケアシステムの深化 (6) 認知症施策の推進等

検討の方向性①

(認知症基本法に基づく取組の推進)

- 2040年に向けた超高齢社会においては、認知機能の低下とともに生きる高齢者の権利利益を保護するために、社会的孤立を解消し、地域社会とつながり、必要なサービスのアクセシビリティを高める地域づくりに加えて、権利擁護・意思決定支援を包含した地域包括ケアシステム、そして、認知症の早期発見・早期診断を可能とするための医療提供体制、すなわち地域の特性に応じた統合的なサービス提供を行っていくことが必要ではないか。
- 認知症の人・家族が安心して暮らせるために、認知症の人を含めた国民一人一人が「新しい認知症観」に立ち、本人や家族が参画した共生社会を実現していくことが重要であり、そのためにも、国の認知症施策推進基本計画を踏まえ、都道府県や市町村がそれぞれの実情に即した認知症施策推進計画の策定を進めることが重要である。その計画策定を国が支援していく中で、認知症の人本人の参加・参画の取組の周知等を図り、確実に本人や家族の参加・参画を進めることが必要ではないか。
- 認知症に対する医療の体制を地域全体で確認・再構築するため、(2)の総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場における議論が可能となるよう、第10期介護保険事業(支援)計画に向けた基本指針等に認知症に対する医療資源の役割の考え方を明示し、介護保険事業(支援)計画や認知症施策推進計画の策定過程等において、都道府県と市町村が相互に、認知症に対する医療資源の現状と役割を確認して在り方の議論を重ねることが必要ではないか。
- ピアサポートや本人ミーティングといった取組の現状を把握し、認知症の人本人と協議を重ねながら、モデル実施も含めた支援に向けた枠組みを段階的に構築し、診断前・診断後の不安を受け止め、認知症の人の社会参加の促進を図ることとしてはどうか。
- また、認知症の人本人の意見を聞くことについて、介護従事者に対する研修の見直し時期を捉えて研修に組み込むこととしてはどうか。成年後見制度については、法制審議会にて見直しに向けた議論が進められており、こうした議論の動向も踏まえて、新たな成年後見制度の施行までに、高齢者の利用支援について、必要な対応を検討することが必要ではないか。

2. 地域包括ケアシステムの深化 (6) 認知症施策の推進等

検討の方向性②

(家族介護者への相談支援体制)

- 家族介護者への支援については、市町村や地域包括支援センターにおいて、地域支援事業の任意事業である家族介護支援事業や総合相談支援により支援を行ってきており、支援マニュアルの作成や地域包括支援センターの土日開所等の促進を行ってきた。
- 複雑化・複合化した課題を抱える高齢者やその家族の多様なニーズに応えられるよう、また、育児・介護休業法の改正による企業側での仕事と介護の両立支援の取組も踏まえたものとなるよう、「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）による政府全体の方針等も踏まえ、家族介護者支援に係る実態・ニーズに沿った施策の充実を図ることが必要ではないか。

3. 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

(1) 総合的な介護人材確保対策

現状・基本的な視点

- 高齢者が増加して介護需要が増大する一方で、担い手となる生産年齢人口の減少が進む中、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、介護人材を確保することは喫緊の課題である。その際、介護人材については、量と質の両方の側面で確保策を講じていくことが必要である。
- 国においてはこれまで、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組んできたところ、介護現場における職場環境改善に向けた生産性向上の推進、介護職の魅力向上、介護現場の経営改善に向けた支援等について、国、都道府県、市町村、地域の関係者が連携し、一体的に推進していくことが重要である。その際、都道府県や市町村、地域の関係者が、地域の実情も踏まえて議論し、対策を講じていく必要がある。
- また、その前提として、地域の状況の分析や対策を行うための基本的な考え方を国において示した上で、サービス供給面でも精緻な人材推計を地域ごとに行うなどデータに基づき対策を行っていくことが必要である。

3. 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

(1) 総合的な介護人材確保対策

検討の方向性

(人材確保のためのプラットフォーム)

- 人材確保のためのプラットフォーム機能については福祉部会において議論されているが、高齢化や人口減少の状況、地域における人材の供給量など、地域差や地域固有の問題が存在する中で、地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析することで課題を認識するとともに、それぞれの役割・機能を果たしながら、ネットワークの中で協働して実践的に課題解決に取り組むための機能として、都道府県が設置主体となって、介護人材確保に関するプラットフォームを構築することが必要ではないか。
- その際、都道府県単位の情報を共有する協議の場に加え、より狭い圏域で地域の実情に応じた個別課題に対する実践的な取組を創出していくため、「人材確保・定着」「職場環境の改善、生産性向上・経営支援」「介護のイメージ改善・理解促進」などの地域ごとの個別の課題に応じたプロジェクトチームを設置するといった重層的な構造を取ることで、PDCAサイクルを回していくことが重要ではないか。

3. 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

(2) 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進

現状・基本的な視点①

- 今後、介護サービス需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、介護人材の確保が喫緊の課題であり、介護テクノロジー等を活用し、介護職員の業務負担の軽減及び介護サービスの質の向上に資する生産性向上の取組を一層推進することが重要である。
- 介護現場における生産性の向上においては、
 - ・ テクノロジーの活用や、いわゆる介護助手等への業務のタスクシフト／シェアの推進
 - ・ これにより職員の業務負担の軽減を図り、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充てるとともに、職員への投資を充実することを通じ、介護サービスの質の向上にもつなげることが必要である。
- 「省力化投資促進プラン」（令和7年6月13日）では、2040年に向けて介護分野全体で20%の業務効率化を目標とし、2029年度までの5年間の集中的な支援を実施していくこととしている。
- これまで、「介護事業における生産性向上（業務改善）に資するガイドライン」の普及、いわゆる介護助手の普及促進、介護テクノロジーの導入支援、生産性向上に係る各都道府県の責務規定の創設、施設系サービス等の生産性向上の取組を評価する加算の創設等が進められてきた。
- 令和5年度から各都道府県において、地域の関係者が参画した協議体である介護現場革新会議において戦略的に生産性向上の取組を議論するとともに、介護事業者等からの生産性向上等に関する相談を受け付け、適切な支援に取り組む「介護生産性向上総合相談センター」を設置しており、令和8年度までに全都道府県での設置を目標としている。
- 「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」（令和6年6月18日）を踏まえ、厚生労働省において「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」をとりまとめ、取組例の作成・周知とともに、事業者が協働して行う職場環境改善への支援等を実施しているが、当該支援の実施は12都道府県に留まっている。
- また、民間活力を活用したサービス基盤の整備も重要であるため、令和7年度にC A R I S O（CARE Innovation Support Office）を立ち上げ、6月にはスタートアップ支援を専門的に行う窓口を設置し、介護テクノロジー開発企業への支援を実施している。

3. 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

(2) 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進

現状・基本的な視点②

- 職場環境改善に向けたハラスメント対応の取組について、介護分野では、これまでも、男女雇用機会均等法等における事業者の責務を踏まえつつ、運営基準等に係る省令において、ハラスメント対策（セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント）を義務付ける等の取組を行っている。さらに、本年6月に成立した改正労働施策総合推進法では、カスタマーハラスメントの防止のため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務付けることとされている。
- 科学的介護情報システム（L I F E）について、令和3年度にL I F E 関連加算を導入したところであるが、加算の対象サービスの事業所による届出は、施設サービス約70%、通所・居宅サービス約40%に留まっている。

3. 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

(2) 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進

検討の方向性①

(生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等)

- 2040年には約57万人の新たな介護職員の確保が必要であると推計される中、介護現場における人材確保や生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等の取組は一層重要となり、事業者の規模やサービス類型（施設、通所、訪問）等に応じた支援を講じていく必要があることから、国や都道府県等が果たすべき役割を制度上も明確化し、その機能強化を図ることが重要ではないか。
- あわせて、生産性向上を中心に雇用管理、経営改善支援等も併せて一体的に支援するような取組を進めていくことが必要であり、都道府県が設置主体となる人材確保に向けたプラットフォームの枠組みの中で、これらの取組に向けた関係者との連携の枠組みを構築することとしてはどうか。
- 経営改善支援等については、地域の実情に応じた経営課題を調査していくとともに、支援に向けた枠組みを段階的に構築していくことが必要ではないか。
- さらに、人材確保や生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等について、都道府県の介護保険事業支援計画の中での位置づけを明確化するなど、地域における介護保険事業（支援）計画の策定プロセスの中で、都道府県、市町村、地域の関係者が議論し、必要な対策を講じることが重要ではないか。その際、介護現場革新会議の中で地域の目標を設定し関係者の理解を醸成することとしてはどうか。
- タスクシェア／シフトについては、いわゆる介護助手等の実態を分析・把握するとともに、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減の効果について引き続き検証し、いわゆる介護助手等の普及を推進していくことが必要ではないか。
- 国・都道府県においては、事業者の負担に配慮しながら、テクノロジー等の更なる活用を支援していくことが重要ではないか。また、居宅サービス等も含め、個別のニーズに対応できるよう、伴走支援等の機能強化を図っていくことが必要ではないか。あわせて、生産性向上等に取り組む介護事業者について、テクノロジー等の実証を十分に行った上で、適切に報酬上も評価していくことが重要ではないか。
- 介護現場の職場環境改善に向けて、改正労働施策総合推進法の内容等を踏まえ、全ての介護事業者に対して、運営基準等に係る省令において、現行のセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントへの対応に加え、カスタマーハラスメントへの対応についても義務付けを行うとともに、対応マニュアルの見直しや自治体や介護事業所への周知を徹底するなど、所要の措置を講ずることとしてはどうか。この際、職員の安全に配慮する必要性は前提としつつ、認知症の症状としてケアが必要なケース等については、十分に配慮することが必要ではないか。

3. 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

(2) 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進

検討の方向性②

(事業者間の連携、協働化等)

- 介護事業者が地域に根差した上で、利用者のニーズに細やかに沿ったサービス提供を行っていくことは重要である。その上で、個々の介護事業者により経営課題が解決できない場合も、他事業者との連携・協働化、経営の多角化も含めた大規模化などにより解決が図られるケースもあることを踏まえ、介護事業者間の協働化や連携等を進めていくことが有効であり、例えば、報酬の請求や記録・書類作成事務といったバックオフィスの業務など間接業務の効率化等を進めていくことが考えられるのではないかな。こうした連携の障壁の1つとして介護事業者の課税の問題が考えられるが、現行税制のもとでも、社会福祉法人等の公益法人等が他法人から実費の範囲内で事務処理の受託を行うことは、所定の手続を経た期間については収益事業としないものとする取扱いにより法人税の申告を不要とすることも可能であることについて周知することが有効ではないかな。

(科学的介護の推進)

- テクノロジー等を導入し、ケアの質を高めていくに当たっては、科学的根拠に基づく介護を併せて推進し、そのデータを蓄積・活用していく必要がある。
- 科学的介護情報システム（L I F E）の更なる活用を通じて、質の高い介護を推進するため、国に科学的介護を推進していく役割があることを明確化することとしてはどうか。

4. 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

(1) 2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方

現状・基本的な視点

- 第9期介護保険事業（支援）計画では、中長期的な推計を踏まえた介護サービス基盤の計画的な整備や、地域包括ケアシステムの深化、人材確保及び介護現場の生産性向上等をポイントとして取組を進め、この中で、2040年を始めとする中長期推計は、介護保険法上、市町村の記載事項であるものの都道府県を含めた全自治体で記載されているが、記載内容にはばらつきがある。
また、計画策定に当たって、全ての都道府県において有識者による会議体が設置されているほか、一部の都道府県では、老人福祉圏域単位での会議体の設置・議論や、都道府県から老人福祉圏域の構成市町村に対し、「圏域別の中長期の将来推計の提示」や「サービス提供体制の確保を図るために支援を要する市町村への調整・支援」などの取組が行われている。
- 今後、地域のサービス需要が変化していく中で、3年を1期とする計画とともに、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。その際、地域における人口減少・サービス需要の変化の特性を意識したきめ細かな介護サービス見込量の推計やサービス提供体制を考えていくことが重要となる。
- また、医療介護連携、介護予防、高齢者住まい等に関する取組や状況とともに、生産年齢人口が全国的に減少していく中、人材確保、生産性の向上についても計画の中で考えていくことの必要性が一層高まる。

4. 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

(1) 2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方

検討の方向性

(中長期的な推計)

- 市町村が定めている中長期的な推計について、介護保険事業計画の記載事項として位置付けを明確化し、都道府県についても、2040年に向けての中長期的な推計を介護保険事業支援計画の記載事項へ追加し、必要な情報提供や助言、協議の場の設置等により支援や調整を行っていくこととしてはどうか。

(2040年に向けた地域課題への対応)

- 2040年に向けた中長期的な推計により、都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、中山間・人口減少地域対応や医療介護連携、人材確保・生産性向上、高齢者住まいなど、明らかにになった地域課題への対応の観点を含めて、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行うことが必要ではないか。
- このため、介護保険事業（支援）計画において、都道府県及び市町村が以下の内容について記載することとしてはどうか。
 - ・ 2040年に向けての中長期的な推計
 - ・ 中山間・人口減少地域対応として特例介護サービスの新たな類型や新たな事業の仕組み等の導入及び導入地域（1.（1）・（2）参照）
 - ・ 総合確保方針に基づく協議の場において検討した医療介護連携に係る提供体制の構築に必要な取組（2.（2）参照）
 - ・ 市町村の総合事業の基盤整備を推進するため、都道府県が伴走的な支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進すること（2.（4）参照）
 - ・ 人材確保・生産性向上による職場環境改善・経営改善支援に係る地域の目標及びその達成に向けた方策（3.（2）参照）
 - ・ 有料老人ホームにおける入居定員総数及び要介護者の入居状況（4.（2）参照）
- その際、中長期の地域課題について、保険者である市町村単位で検討することを基本とした上で、都道府県も関与しながら市町村を越えた広域的な議論をする仕組みが必要であり、第10期から、都道府県と市町村が既存の介護保険事業（支援）計画の策定プロセスの中で実効的なすりあわせを行うとともに、地域の状況に応じ順次、介護保険事業計画について老人福祉圏域単位等で調整・協議するための会議体を設置するなど、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、本格的に議論するための体制を構築することとしてはどうか。

4. 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

(2) 有料老人ホームの事業運営の透明性確保

現状・基本的な視点

- 地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となる。単身高齢者や住まいの問題を抱える高齢者の増加が見込まれるなか、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現や深化という観点からも重要な課題である。
- 有料老人ホームやサ高住等の高齢者住まいは、多様な介護ニーズの受け皿として、介護サービスの提供の場となっており、終の住処としての役割も増している。特定施設入居者生活介護の指定を受けた介護付き有料老人ホームのみならず、住宅型有料老人ホームにおいても、自法人又は関係法人が運営する介護サービス事業所等と事実上一体となって、介護度の高い高齢者や医療的ケアの必要な高齢者等を受け入れる事業も展開している。
- 有料老人ホームのような形態のサービスは、各地域において介護施設との役割分担の下、健全に発展していくことが期待される。
- こうした中、一部の住宅型有料老人ホームにおける入居者に対する過剰な介護サービスの提供（いわゆる「囲い込み」）の問題が長年にわたり指摘されており、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定）において「事業実態を把握した上で、より実効的な点検を徹底するとともに、サービス提供の適正化に向けた更なる方策を検討し、必要な対応を行う」こととされた。
- さらに、有料老人ホームの入居者の安全等が脅かされる事案として、令和6年秋頃に、住宅型有料老人ホームにおいて、給料の未払いに伴う職員の一斉退職により入居者へのサービス提供が行われず、入居者が短期間に転居を余儀なくされた事案が発生した。また、同年秋頃には高齢者住まいの入居者紹介事業者に対する高額紹介手数料の支払いに係る課題が浮き彫りとなった。
- こうした有料老人ホームの運営の透明性や、提供されるサービスの質の確保に関する課題が指摘されており、現行の届出制のもとでの都道府県等による指導監督の限界も指摘されている。

4. 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

(2) 有料老人ホームの事業運営の透明性確保

検討の方向性①

(有料老人ホームにおける安全性及び質の確保)

- 安全性の確保やサービスの適切な選択の確保の必要性の観点から、一定の有料老人ホームについては、行政の関与により入居者保護を強化すべく、登録制といった事前規制の導入を検討することとしてはどうか。この事前規制の対象は、入居する要介護者等の安全の確保や、認知症や医療ニーズへの対応の必要性が高いことを踏まえ、中重度の要介護者や、医療ケアを要する要介護者などを入居対象とするホームとすることとしてはどうか。その際、全ての有料老人ホームにおいて入居者の尊厳や安全性等の確保が求められる旨を明確化することが必要ではないか。
- こうした制度を導入する場合、特定施設やサ高住との均衡に配慮しつつ、介護・医療ニーズや夜間における火災・災害等緊急時の対応を想定した職員の配置基準、ハード面の設備基準、虐待防止措置、介護事故防止措置や事故報告の実施等について法令上の基準を設けることが必要ではないか。また、看取りまで行うとしている有料老人ホームについては、看取り指針の整備が必要ではないか。
- また、こうした制度を導入する場合、参入後の事業運営の質の維持が確保されることも重要であるため、更新制の設定等が必要ではないか。また、不正等の行為により行政処分を受けた事業者について、役員等の組織的関与が認められる場合には、一定期間、開設を制限する制度を導入することも必要ではないか。
- 事業廃止や停止等の場合においては、事業者が、十分な時間的余裕を持って説明するとともに、入居者の転居支援、介護サービス等の継続的な確保、関係機関や家族等との調整について、行政と連携しながら責任を持って対応することに関する一定の義務づけを行うこととしてはどうか。
- 事業者自らの質の改善と高齢者やその家族の適切なサービス選択に資するため、情報公表システムの充実と併せ、事業者団体による既存の第三者評価の仕組みを制度的に位置付けることとしてはどうか。

(入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択)

- 入居契約の透明性を確保する観点から、全ての有料老人ホームが、契約書や重要事項説明書、ホームページなどにおいて、十分な説明や情報提供を行うことを確保することが必要ではないか。また、契約書や重要事項説明書を契約前に書面で説明・交付することを義務づけることとしてはどうか。

4. 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

(2) 有料老人ホームの事業運営の透明性確保

検討の方向性②

(入居者紹介事業の透明性や質の確保)

- 高齢者やその家族、自治体、医療機関、地域包括支援センター、ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカー等が、事業者団体が実施している現行の紹介事業者届出公表制度における行動指針に則り適切に事業を運営している紹介事業者を、確実に確認・選択できるよう、同制度を前提に、公益社団法人等が一定の基準を満たした事業者を優良事業者として認定する仕組みを創設することとしてはどうか。

(いわゆる「囲い込み」対策の在り方)

- 有料老人ホームへの入居時に、入居希望者への自由なサービス選択が確保されることが重要であり、有料老人ホームと併設・隣接する介護サービス事業所が同一・関連法人、もしくは提携関係等にある場合において、ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制の確保として、指針の公表、施設長・管理者への研修、相談担当者の設置等の措置を行うこととしてはどうか。
- また、入居契約において、ホームと併設・隣接、もしくは同一・関連法人や提携関係のある介護サービス事業所やケアマネ事業所の利用を契約条件とすることや、利用する場合に家賃優遇といった条件付けを行うこと、かかりつけ医やケアマネジャーの変更を強要することを禁止する措置を設けることとしてはどうか。
- 有料老人ホーム運営事業者が介護サービス等と同一・関連事業者である場合は、当該ホームの事業部門の会計と、介護サービス等部門の会計が分離独立して公表され、その内訳や収支を含めて確認できることが必要ではないか。

(特定施設入居者生活介護)

- 介護保険事業計画においては、ニーズに応じて適切に特定施設を含む各サービスの必要量を見込むことが重要である。そのため、入居者が必要とする介護サービスが特定施設と変わらない場合や、一定人数以上の中重度の要介護者を中心に受け入れる等の場合、人員や設備、運営体制について一定以上の体制が求められる特定施設への移行を促すことが必要ではないか。
- また、次期介護保険事業（支援）計画や老人福祉計画の策定に向けて、都道府県との連携により、高齢者住まいごとの基本情報（例えば定員数や実際の入居者数、特定施設の指定の有無などの情報の一覧）、入居者の要介護度別の人数や割合などの集計情報、高齢者住まいのマッピングなどを、保険者たる市町村自身が把握・整理していく仕組みが必要である。このため、有料老人ホームにおける入居定員総数や要介護者の入居状況について、介護保険事業（支援）計画の記載事項を整理することが必要ではないか。

4. 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

(3) その他の課題

検討の方向性①

(介護被保険者証の事務・運用)

- 現在、介護被保険者証については、65歳到達時に全被保険者に対して交付しているが、要介護認定申請時に紛失しているケースがある。事務負担の軽減等の観点から、要介護認定申請時や被保険者から請求があった場合に介護被保険者証を交付する対応に変更するとともに、被保険者（要介護認定者を除く。）の資格喪失時の介護被保険者証及び有効期限の切れた負担割合証・負担限度額認定証について、返還義務をなくすることとする見直しを行うこととしてはどうか。また、65歳到達時等の機会を捉えて、介護保険についての広報啓発を積極的に行っていくべきではないか。
- また、被保険者がサービスを受ける際には、事業所に介護被保険者証等を提示することとされているが、被保険者においては複数の証を管理・提示する負担が、事業者においても被保険者が証を紛失していた場合に再度訪問する負担等が生じている。利便性の向上や事務負担の軽減を図るため、サービス利用時の本人確認について電子資格確認を可能とするとともに、2回目以降は簡素化することとしてはどうか。

(高齢者虐待防止の推進)

- 近年、高齢者の住まいが多様化しているなか、有料老人ホームや有料老人ホームに該当しないサ高住等の高齢者住まいにおける虐待防止対策のための取組を更に強化することが必要ではないか。また、「養護者」に該当しない同居者等からの虐待について、地域支援事業における権利擁護事業や、包括的相談支援・アウトリーチ等を通じた継続的支援の枠組みの活用を通じ、虐待防止を推進することが必要ではないか。
- 令和6年度介護報酬改定により、全てのサービス種別の運営基準において身体的拘束等が原則禁止されたが、依然として適正な手続を経ていない身体的拘束等は、養介護施設従事者等による虐待事案の2～3割程度を占め続けており、引き続き、取組の実効性の確保を図ることが重要ではないか。
- 高齢者虐待の対応は、市町村が一義的な責務を担うが、専門職の確保や県及び市域を越えた広域的な調整等に関して、都道府県による市町村支援の強化も課題である。また、自治体による指導等に係る体制整備や、再発防止に資する事例検証が低調である中、更なるPDCAサイクルの推進が課題であり、今後、自治体における早期発見のための体制整備・関係機関間のネットワークの構築や、再発防止に向けたPDCAサイクルの構築に取り組めるよう、高齢者権利擁護等推進事業を通じた更なる支援が必要ではないか。

4. 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

(3) その他の課題

検討の方向性②

(介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進)

- 介護現場においてより良いケア等を実現し、利用者のQOLを向上させる観点から、介護事業所における事故発生の防止を推進することが重要である。このため、全国レベルで必要な情報の収集や分析を行い、収集した事故情報をもとに傾向の把握及び原因分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックすることが必要ではないか。
- これを前提に、国・都道府県・市町村の役割は以下と考えられるのではないかと。
 - ・ 市町村：事故が発生した事業所からの報告の受付、報告内容の集計・傾向把握
 - ・ 都道府県：報告内容の広域的な集計・傾向把握、市町村からの相談対応・助言等、広域的な研修、注意喚起等
 - ・ 国：事故情報の収集（システム・DB構築）・分析・活用（分析情報の共有）による全国的な事故防止のPDCAサイクルの構築
- 介護現場における事故報告の一元的なシステムを構築する場合、個人情報保護の観点から情報セキュリティが確保されている必要があること、また、市町村・都道府県にとってアクセスしやすいシステムであることが必要であるため、「介護サービス情報公表システム」において、事故情報の報告のためのサブシステムを新たに構築することが考えられるのではないかと。

(要介護認定)

- 現在、要介護認定等の申請代行は、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センターのみが行うことが可能であるが、認定申請全体のうち、78.4%が代行により申請されている状況も踏まえ、ケアマネジャーの配置を指定基準としている（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護についても、申請代行を可能とすることとしてはどうか。
- 介護保険法においては、要介護認定等の申請者が申請前に主治医意見書を入手することは妨げられていないが、要介護認定の事務処理手続について示している通知においては、市町村が主治医意見書への意見の記載を求め、回収する旨が記載されていることを踏まえ、主治医意見書の提出方法の1つとして、申請者が主治医意見書を事前に入手する方法も可能である旨を明確化することとしてはどうか。

なお、介護情報基盤の運用開始に伴い、介護事業所において、要介護認定の進捗状況や介護認定審査会・介護被保険者証の情報の電子的な確認が行えるようになるとともに、医療機関から主治医意見書の電子的提出も可能となる。これにより、要介護認定に関する業務の効率化がなされることから、介護情報基盤を通じた情報の共有も併せて進めていくこととしてはどうか。

4. 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

(3) その他の課題

検討の方向性③

(福祉用具貸与・特定福祉用具販売)

- 令和6年度介護報酬改定では、全サービスを対象に、BCP計画の未策定及び高齢者虐待防止措置の未実施の場合の減算が創設されたが、福祉用具の売り切り型のサービスである特定福祉用具販売は減算の対象とされていない。
- また、令和6年度介護報酬改定において、一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制が導入され、利用者の身体状況や医師・専門職の所見等を踏まえ貸与か販売のいずれかを提案すること、また、選択制対象種目を販売した場合、販売後の目標達成状況の確認をすることとされた。これらを踏まえ、特定福祉用具販売の費用の額に関する所要の制度上の整備を行うこととしてはどうか。

(国民健康保険団体連合会の業務)

- 介護報酬の支払事務については、介護保険法の規定に基づき国民健康保険団体連合会への委託が認められていることを踏まえ、介護報酬に関連する補助金を効率的に支給する観点から、国民健康保険団体連合会の業務を拡充し、介護報酬に関連する補助金の支払事務について、委託を受けて行うことを可能とすることとしてはどうか。

2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化について（案）

- 介護分野において、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、従前から医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進。
- 2040年に向けて生産年齢人口が減少する中、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれ、地域包括ケアシステムの深化が必要。高齢者人口の変化に伴い、中山間・人口減少地域、大都市部、一般市など、サービス需要に大きな地域差。それに応じ、サービス供給体制も2040年にかけて変化する中、これらを踏まえて、利用者にとって切れ目ないサービス提供が可能となるようにしていくとともに、地域づくりを推進していくことが必要。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが引き続き必要。そのために地域の介護・医療資源等を見える化し、地域の関係者で分析・議論することが必要。

病院：

高度急性期、急性期、
包括期、慢性期
改正医療法が成立した場合

日常の医療：

- ・かかりつけ医、有床診療所
- ・地域の連携病院
- ・歯科医療機関
- ・薬局 ・訪問看護事業所

医療・介護連携

- ・介護施設と協力医療機関の連携
- ・入退院支援
- ・在宅復帰支援・在宅療養支援
- 施設系サービス：介護老人保健施設
- 在宅系サービス：訪問看護 等

※介護保険法上の施設・事業サービスの目的に着目した整理

施設・居住系サービス：

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- 等

在宅系サービス：

- ・訪問介護
- ・訪問リハ
- ・通所介護
- ・通所リハ
- ・訪問看護
- ・短期入所生活介護
- ・介護予防サービス
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問看護看護
- ・夜間対応型訪問看護
- ・訪問入浴介護
- ・居宅療養管理指導
- ・短期入所療養介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- 等

医療・介護

医療

介護

相談支援

様々な相談、関係者間調整、
権利擁護・意思決定支援

生活支援・介護予防等

- ・持ち家・借家、
- ・有料・サ高住、
- ・養護・軽費 等

居宅介護支援事業所
(医療ニーズも含めた個別支援)

地域包括支援センター
(ネットワーク構築、
社会資源創出)

多様な社会資源

- ・地域コミュニティ ・ボランティア
- ・老人クラブ ・自治会
- ・NPO ・インフォーマルな支援
- ・民間企業 等

住まい

本人

家族

地域づくり

地域ケア会議

- ※ 地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域(具体的には中学校区等)を単位として想定
- ※ 地域の移動・交通、住まい確保支援・まちづくりとも連携した対応が必要
- ※ 地域づくりは、地域の実情に応じ、生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員、若年性認知症支援コーディネーターをはじめとする地域のあらゆる関係者が担い手となる。

(参考) 2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化について

- 地域包括ケアシステムは、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援や、そのための相談支援・地域づくりが包括的に確保される体制**である。**団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途**として、各地域の状況に応じて、地域包括ケアシステムの構築やその推進が図られてきた。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けては、介護保険事業（支援）計画、地域包括ケア「見える化」システム、インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金）、効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール等の**評価指標・ツールを活用**しながら、計画の見直しプロセス等において、**達成状況の点検や評価**を行い、次期計画に反映するなど、各地域において必要な取組が推進されてきた。（※）県独自で評価指標を策定し、県内自治体の取組状況を把握・評価している例もある。

①介護保険事業（支援）計画	・ 市町村介護保険事業計画を地域包括ケア計画として位置付け、各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、2040年等の中長期を見据えサービス基盤を計画的に整備することとしている。
②地域包括ケア「見える化」システム	・ 地域間比較等による現状分析や、同様の課題を抱える自治体の取組事例等の参照が可能であり、自治体の課題抽出や施策の検討をより容易に実施可能となる。 ・ 「見える化」システムの活用により、要介護認定や介護給付等の実態を他の市町村と比較しつつ分析を行い、それぞれの地域における保険給付等の動向やその特徴の把握に努めるものとしている。
③インセンティブ交付金	・ 介護予防等の取組状況のみならず、事業計画等によるPDCAサイクルの構築状況等の保険者等が取り組むべき内容について、きめ細かく評価指標を設定している。 ・ 介護保険事業（支援）計画の評価に当たって、インセンティブ交付金の評価結果を活用することが可能。
④効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール	・ 地域包括ケアシステムの構築状況を総合的に自己点検・自己評価するために有効なツールとして国が提供し、伴走支援や集合研修を実施。施策・事業の取り組むべき課題や、優先順位を検討する際の視点を提供することを目的としている。 ・ 市町村介護保険事業計画の達成状況の点検に当たって、活用することが可能。

<都道府県の実践例>

長野県：ロジックモデルを活用し、分野ごとにKGI・KPI・活動指標等を設定。既存の公開データを含め、収集した情報を集計し、市町村ごとに分かりやすく表示できる分析シートを公開。自治体や関係者間で現状把握や目指す地域の認識共有等に活用。

広島県：地域包括ケアシステム評価指標（5分野・24指標・64基準）に基づき、県・保健所の担当者が全市町に対して対面ヒアリングを行い、評価結果に基づき個別支援・助言を実施。特徴的な取組の横展開等を図るため市町情報交換会を開催。

長崎県：地域包括ケアシステム評価基準（8分野・57項目）に基づき、全市町に対して対面ヒアリングを行い、県・保健所や有識者による助言、在宅医療の推進に向けてプロジェクトチームで全市町のデータ分析・課題の可視化を行い、意見交換を実施。

（参考）2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化について

- 地域包括ケアシステムを支える体制・基盤の整備は、**全国ベースでは着実に進んできている**（地域包括支援センター：全市町村に設置、5,487か所（令和7年4月末現在）など）。ただし、インセンティブ交付金等の評価指標等を自治体の規模別に見ると、**小規模の自治体においては取組状況が相対的に低い傾向**が見て取れる。
- また、2040年を見据えると、人口減少のスピードや高齢化の進展が異なることに伴い、**サービス需要の変化にも地域差がより顕在化**する。さらに、**提供体制や実施事業、地域資源についても地域差がある**。生産年齢人口が減少する中で、介護人材や専門職の不足・高齢化、それに伴う事業所の廃止は足元でも発生している。
時間軸・地域軸の両視点を踏まえ、**地域の状況に応じたサービス提供体制や医療・介護との連携、相談支援の体制、人材確保・生産性向上等**について検討していく必要がある。
- 地域の実情に応じて、可能な限り住み慣れた地域で高齢者自身が自立して日常生活を営むことができるよう、**地域包括ケアシステムの構築は引き続き進めていく必要がある**、**2040年に向けて**、85歳以上の医療と介護の複合ニーズを抱える方、認知症高齢者、独居高齢者の増加を踏まえた上で、**保険者である市町村や都道府県が地域の状況にあわせて深化させていくことが必要**である。

評価指標（例）	全国	小規模	中規模	大規模
介護予防等と保健事業を一体的に実施しているか	95.9%	91.3%	97.5%	98.0%
地域におけるリハビリテーションの推進に向けた具体的な取組を行っているか	77.7%	64.5%	81.0%	91.9%
認知症カフェの設置状況	91.5%	75.0%	96.9%	100.0%
在宅医療・介護連携の推進に係る協議会を設置しているか	68.0%	43.5%	75.3%	85.8%
介護保険施設の設置状況	95.7%	83.9%	99.7%	100.0%
第8期介護保険事業計画におけるサービス見込量に対する実績値との乖離率（在宅介護）	97.6%	97.3%	96.7%	98.2%

※ 第1号被保険者数に応じて市区町村を機械的に分類したもの（小規模：～2,999人、中規模：3,000～49,999人、大規模：50,000人～）。